

平成29年 第16回
教育委員会臨時会会議録

平成29年8月22日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2479号

平成29年第16回臨時会

日 時 平成29年8月22日（火） 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕

「欠席者」	委 員	薩 田 知 子
-------	-----	---------

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	新 宮 弘 章
	庶 務 課 長	中 島 博 子
	教育政策担当課長	藤 原 仙 昌
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	増 田 玲 子
	図書・文化財課長	佐々木 貴 浩
	指 導 室 長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	中 村 直 人

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第60号 港区立芝給水所公園運動場の臨時休場について
- 2 議案第61号 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

日程第2 教育長報告事項

- 1 港区立小・中学校における「平成28年度学校給食費未納状況」について
- 2 港区スポーツセンターアリーナの臨時休止について
- 3 後援名義等の7月使用承認について
- 4 生涯学習推進課の7月事業実績について
- 5 生涯学習推進課の7月の各事業別利用状況について
- 6 生涯学習推進課の9月事業予定について

- 7 図書館・郷土資料館の7月行事实績について
- 8 図書館の7月利用実績について
- 9 図書館・郷土資料館の9月行事予定について
- 10 9月指導室事業予定について

「開会」

○教育長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成29年第16回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は、薩田委員から欠席の届け出がございましたので、よろしくお願いいたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、山内委員にお願いします。

日程第1 審議事項

1 議案第60号 港区立芝給水所公園運動場の臨時休場について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第60号「港区立芝給水所公園運動場の臨時休場について」説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、「港区立芝給水所公園運動場の臨時休場について」議案資料のナンバー1を用いてご説明させていただきます。

ご審議いただく内容はサッカー場の人工芝の張り替え工事のため、芝給水所公園運動場を臨時休止することについてでございます。

項番1「休止期間」でございますが、本年11月4日土曜日から30年2月28日水曜日までを予定しております。

2番の「休止理由」でございますが、人工芝の下にある路盤が変形して凹凸があるため、路盤の調査・補修後、人工芝の張り替えを行うためです。参考に1枚資料をおめくりいただきまして、資料1を添付しておりますので、ご覧いただけますでしょうか。現状としてサッカー場の写真を添付しておりますが、凹凸があり、ボールのバウンドが変化してしまう状態となっております。

資料は1枚お戻りいただけますでしょうか。項番3「告示日」でございますが、8月29日火曜日を予定しております。

項目番号4の「利用者への周知方法」は、項番4に記載のとおり「広報みなと」9月1日号への掲載、区やスポーツセンターホームページ、「キスポーツ」誌への掲載のほか、スポーツセンターや各地区総合支所窓口でのチラシ配布、みなとコールによる案内を予定しております。

以上、簡単ではございますが、「港区立芝給水所公園運動場の臨時休場について」の説明となります。よろしくご審議の上、決定いただけますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問ご意見ございますでしょうか。

○田谷委員 路盤が変形とありますけれども、変形のその原因というのは何なのでしょう。

○生涯学習推進課長 原因は、路盤が土でできているため、天候等により土が侵食してしまったことでその上のコンクリートがでこぼこになってしまったということです。

○教育長 よろしいですか。

○田谷委員 分かりました。

○小島委員 今と同じ質問なのですが、天候、雨、それででこぼこになってしまったというのですが、それだとどこでも起こり得ることですよね。だからどうなのかな、それだけではないですよね。なぜこうなったかというのをもう少し詳しく特定しないと、あちこちでそれと同じようなことが起きる可能性が出てきてしまうので、何か雨が降ってでこぼこになってしまったというだけでは、余り納得ができないような気がします。

○生涯学習推進課長 今回臨時休止する11月4日から12月28日までの期間で、その路盤がどうしてそのような形になってしまったかということを含めて調査をさせていただいて、それで原因を追及した上で整備をしていく予定でございます。

平成22年に同じような人工芝の工事を行っているのですが、人工芝の耐用年数はおよそ10年と言われていたのですが、今回おそらく天候の関係でそうなってしまったということが、現在の時点で分かっているということでございます。

○小島委員 そうすると今回、人工芝の張り替え工事のためということになっているのですが、確かにそうかもしれませんが、路盤整備と人工芝の張り替えと見ると、両方が今回の工事ですよね。そうすると臨時休場の理由としては路盤整備プラス人工芝の張り替えと、二つ並列して挙げた方がいいのかなという気はしますが、人工芝の張り替えだけを理由にした方がいいのか、それとも両方の理由で臨時休場にした方がいいのか。

○生涯学習推進課長 小島委員ご指摘のとおり、両方を理由として挙げさせていただきたいと思えます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 そうしますと実際のその原因の確認状況によっては、路盤の再整備の仕方も、人工芝の張り方も変わってくると理解してよろしいですか。つまり、下の土が流れてでこぼこになるというのは通常あり得ないことで、おそらく前の業者の施工の状況が悪かったのか、あるいは何か別の要因があるかということも確認しないといけないと思います。水の対応について言えば今の人工芝は、その種類によってかなり透水性が高くなっていて、その分すぐ使えるわけですが、その芝の種類によってはその下の路盤の施工内容も変えなければいけないと思うのですが、その点の計画が何かあればご説明いただければと思います。

○生涯学習推進課長 整備期間に関しましては、調査した結果、どのような事態が発生しても整備ができて、今後このような凹凸などが出ないように路盤を整備した後、人工芝を張り詰めるような形をお願いしておりますので、この期間内で今後はこのようなことがないように整備していくことをお願いしております。

○教育長 前回のときというのは人工芝の張り替えだけで、路盤の調査、補修・整備はしていなかったのでしょうか。先程耐用年数と言ったけれども、それはきっと人工芝のことでしょう。別にこの約10年間で、雨も多いのかもしれないけれども、そんなに気候が根本的に変わった話でもないと思うので。

○生涯学習推進課長 平成22年度のときは路盤整備を行わず、人工芝の張り替えだけを行って

ます。

○教育長 少なくともそのときは大丈夫だったということですね。

○生涯学習推進課長 そうですね。

○教育長 ここは、給水所の上に何か張ったのですね。その上に土を乗せてそれで整備してあるから、普通のところとは違うと思います。芝浦の給水場もそうだけれども、ここも少し特殊ですよ。今回は期間が長いので、長期間サッカーができなくなってしまうと思うので、そういう意味で今度は根本的な解決を図ってほしいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 ただいま教育長もおっしゃるとおり現場は、私の息子も小・中学校でお世話になっているサッカー場です。区内の小学生や中学生、あるいはクラブチームそれぞれの利用頻度が非常に高い施設ですので、もちろんその期間は、どこか代替地を探して練習されるわけだと思うのです。それよりも何よりも現場の盤石な整備をぜひともきっちりしていただきたい。特にサッカーの場合は走るスポーツですので、変形とか芝のめくれとかゆがみがあると、子どもたちの事故の原因になると思います。時間をかけていただくならかけていただいて、十分な調査をしていただいて、十分な対応をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○生涯学習推進課長 十分な調査と十分な対応をさせていただき、皆様にご迷惑がかからないような形で工事を行いたいと思います。

○小島委員 今の田谷委員のお話で、ものすごくよく利用されているところで、4カ月休止になるのですよね。代替地とか何かそれは考えているのでしょうか。

○生涯学習推進課長 ここを使っていたいているのは主に小・中学生のサッカークラブ連合会に加盟している方たちなのですけれども、そこの方たちと11月3日までにサッカーの大会は終わるということで、事前にその調整をさせていただいた上でこの工事の期間を定めておりますので、皆さんからはご了承いただいていると認識しております。

○教育長 いいですか。

○小島委員 いや、私の聞いているのはそうではなくて、休場中の4カ月間、子どもたちのサッカーに対しては何か手当を考えていますかという質問なのです。

○教育長 特段要望とかはあるのですか。

○生涯学習推進課長 そうですね、今ご利用いただいている連合会の方からは特にご要望をいただいているので、もしご希望があればほかの区の施設を使っただくということになると思うのですけれども。

○教育長 ほかの区ですか。

○生涯学習推進課長 港区の。

○教育長 区の他の施設ですね。

○小島委員 子どもたちの利用が非常に高いところのようなので、その辺を色々と検討してもらえると。要望です。

○山内委員 ぜひ丁寧に精査されて、それに合わせたきちんとした整備をしていただきたいと思い

ます。もう一つは今学校施設でも、地域によっても学校によっても違いはありますが、グラウンドも人工芝を敷く学校、あるいは屋上に人工芝を敷く学校が、かなり増えてきています。

それに人工芝そのものも随分技術的に進んでいますし、それに合わせて路盤の整備の仕方も変わってきているところありますから、今回のことも単に改修したというだけではなくて、ぜひ色々精査したものもきちんと蓄積・共有して、例えば学校施設整備担当などと共有しておかれると、今後の対応のときに参考にもなると思いますから、ぜひそういうことをしていただくといいと思います。

○学校施設整備担当課長 今、港区の中で小学校は段階的に人工芝への改修を行っております。ただ学校にある屋上への人工芝というのはほとんど実績がなく、小学校のグラウンドを順次人工芝に改修しています。中学校に関してはやはり専門的になるというところでクレイコートというか、人工芝ではないグラウンドといったことになっております。ただ小中一貫教育校に関しては人工芝といった方針で進めております。

一番初めに人工芝というのが確か平成20年の麻布小学校で、やはり先程の浮陸が多少出ているというのは聞いています。基本的に碎石を敷いた後アスファルトをするのですが、この下の碎石が長年の雨によって多少吸い取られて、その部分だけへこむというところがありますので、人工芝を改修するときにはそこだけ補修してまた敷くというやり方はあるのですが、色々な面を参考にしながら今後生かしてまいりたいと思います。

○小島委員 そうすると今、普通のグラウンドに人工芝をつくるのと、今回の給水所とかその他白金の丘などで敷く人工芝とは若干考え方とか、安全性について違ってくる場合があるのですか。

○学校施設整備担当課長 基本的に人工芝は一緒です。ただその下地のつくりが変わります。通常のグラウンドに敷く場合は碎石を敷いた後、アスファルトで浮陸調整をして人工芝を敷きます。通常白金の丘のような、ある意味一般的ですが、建物の上にあるケースというのは碎石を敷いてしまうとその重みで建物に非常に影響があるので、こういうゴムのようなものを間に挟んでそれで人工芝を敷くといったようなことを行っております。そのゴムがある程度透水性があって排水を通して下に流れると、多少その下地の扱いだけが違うといった形になります。

○小島委員 なるほど、分かりました。

○教育長 ほかに、よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第60号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第60号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第61号 港区立幼稚園教育職員の人事について

○教育長 次に、議案第61号「港区立幼稚園教育職員の人事について」は、人事に関する案件のため非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき、非公開といたします。

(非公開審議)

日程第2 教育長報告事項

1 港区立小・中学校における「平成28年度学校給食費未納状況」について

○教育長 次に、日程第2教育長報告事項に入ります。「港区立小・中学校における『平成28年度学校給食費未納状況』の報告について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー1をご覧ください。港区立小・中学校における「平成28年度学校給食費未納状況」について、ご報告いたします。

1の「平成28年度学校給食費未納状況について」表をご覧ください。左側区分1の②の部分が未納の金額です。区分2が全児童・生徒と未納の児童・生徒数です。区分3の②が未納があった学校数です。これは平成28年度分の未納額であり、平成29年3月時点での数字でございます。一番右側が小学校と中学校の合計です。未納額の合計は1,023,251円、割合としては全体の0.2%です。その下の未納の児童・生徒数ですが全体で34名、0.34%です。それから未納があった学校は28校中14校です。

1枚おめくりいただきまして、2ページの参考資料は各年度の未納状況です。左側が平成15年度から平成25年度の累積の未納額、一番右側の欄が現在の累積金額です。表の見方ですけれども、例えば平成27年度分の小学校を見ていただきますと、平成27年度末の当初の時点では950,506円、それが10月の時点では645,369円、29年3月には350,452円というように、電話や書面による学校の督促等の効果により未納額が減少しております。表の一番下合計欄をご覧ください。平成15年度から平成25年度の累積の未納額が959,370円、平成26年度分が203,963円、27年度分が538,479円、28年度分が先程1枚目でご説明したとおり1,023,251円です。これを合計すると現在2,725,063円の滞納額ということになります。

参考までに、未納の理由について少し触れさせていただければと思います。平成28年度は要保護・準要保護、また生活困窮を理由にしたものが約45万円ほどあります。それから支払いの意思がないというものが14万、残りが残高不足、口座の未登録または支払いの意思不明などとなっております。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問はございますでしょうか。

○小島委員 一番最後の残高はいくらと言いましたか。

○学務課長 金額は申し上げなかったのですが、残高が28年度の102万円ほどのうち、生活困窮が45万円で購入の意思なしというのが14万、残りがという表現をいたしました。

○小島委員 引き算すればいいのですね。分かりました。

この件は毎年議題になって、毎年頭が痛いという案件で、徐々に徐々にいい方向にというか少な

くなって、ずっと昔から比べると大変よくなってきたという感じがして、学校の校長先生を初め色々な先生方に頑張っていたいただいて、だんだん少なくなってきたという気はするのですけれども、先程言った支払いの意思が全くないというものからどうやってとるのかということも毎年課題になっているので、いつも頭を痛めている状況ですよね。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

中学校のところの26年、27年を見ると、26年度末は4人で15万強ではないですか。27年度末は12人で34万と急激に増えていますけれども、これはなぜでしょうか。

○学務課長 申し訳ありません、原因については確認しておりません。

○教育長 というのは、同じ傾向が28年度末は6人で19万4千円ではないですか。これは29年3月ですよね。年度末という考え方でいいのでしょうか。

○学務課長 そうです。

○教育長 そうすると28年度末はまた減って、12人が6人で34万7千円が19万4千円ではないですか。27年度だけ何か急に増えていますよね。何か理由があったのですか。

○学務課長 中学校で言いますと人数が非常に少ないですので、1人当たりの金額が大きくなると、たまたまその年度にいた生徒の未納が多い場合はそういった状況は起こり得るのかと思います。中学校で言うと未納額が一番多い人で9万8千円という人がおりますので、そういった人が額を押し上げているのかなとも思います。

○教育長 小学校はそういう意味では若干増えているけれども、また28年度戻していますよ。だから28年度に中学校を含めて何か新たな対策をとったのかなと思いましたので。数字だけ見てそんなこと言えないけれど。中学校の27年度はそういう方がいらっしゃって増えたとします。小島委員から話があったようになかなかその意思がないという人たちもいるけれども、そうではいけないと思って学校自体の取組として、工夫なり強化をしたのかと想像しましたがそれは分からない。また確認してみてください。

○学務課長 確認するようにいたします。

○教育長 それから、学校給食費は年度毎に清算するのですか。

○指導室長 基本的に単年度決算なので、そのときに食べている給食数を食材費で割ってという計算をしています。そうするとその年度末の段階で未納があると校長は立て替える等の行為を行うか、前年度の残金、大概是1人分程度ぐらいしか残金は残せないことになっていますので、そういった中でやっています。

○教育長 繰り越してしまうわけですか。

○指導室長 繰り越すのは1人分ぐらいです。要するに食べている人が違いますし食数も違いますので単年度で終わらないとだめなのですから、港区内においてはそれが後ろ後ろへずれて、繰り越してしまう傾向があります。本来は単年度で終わって締めて、それを保護者にも毎年毎年示して今年度の決算は、収入額がいくら、何食分でいくらかかっていくらっていうのを清算しなくてはいけないのですけれども。

○教育長 私費会計なので、疑問を持たれることもあるかもしれない。徴収すべき金額が円単位で

すね。通常給食費をとるのに円単位でとっていないですよ。だから円まで出ているということは、実際にかかった経費をきちっと出した数字がこれなのでしょう。いずれにしても小島委員が冒頭言われたように、払う意思がない人に払わせないといけないということになると、実態として学校では非常に大変な作業になっていると思います。どんなところで苦労されているのか、それによっては逆に区が関わっていく必要性も出てくるのだと思うのです。「給食費は私費会計だから、学校にお任せをお願いします」というわけにはいかないと思います。私費だけれども公として、例えば教育委員会名で「ちゃんと払ってくださいよ」と言えるのかどうか分からないけれども、若干でも回収されることがあれば、それはそれでやらなくてはいけないことかなと思いますので、まず実態を情報収集してください。

○指導室長 自治体によっては学校の口座ではなく教育委員会が作っている給食費の口座に入れて、教育委員会が徴収しているところもありますので、その制度をどう整備するかによっては学校の負担の軽減になっていくと思います。まさに副校長や校長、また担任がその未納の方に電話をし、督促をしていく、それは毎月毎月事務方でもやっていますので、相当の事務量になっています。まだ中学校は最大で12名と少ないですが、小学校の39名が一箇所の学校に固まっていた場合ぞっとするような状況ですので、それは検討することがあれば学校現場としてはありがたいなというのは思っていると思います。

○教育長 公費化するということも一つの方法かもしれないけれども、その前の段階で、まずはどういう状況かを把握しないことには始まらないと思います。

それからもう一つは、生活困窮者が28年度分だけで45万円あります。これは当然、就学援助を受けて給食費もその分払っているのですが、そこが何で未納になってしまうのかという、制度的な部分がおかしな形になっていることが想像できます。だから今度は就学援助という立場で、きちっとそれはここに回してください。就学援助で出しているのにもかかわらずほかのところに使っているということですよ。それは就学援助の制度そのものに問題がまた出てくる可能性があるので、あわせて状況把握をしてください。

○小島委員 その今の後ろの点なのですけれども、これも教育委員会でも何度も議論されているのですが、就学援助でいただいているものを親なりに渡さないで学校に直接払ってくださいということで何とかお願いできないかという議論はここで何度もしているのですよね。ただ、それは色々な生活保護云々の人たちの自立、経済的な観念の自立を図るためには、全額渡してその中からやりくりしないと自立につながらないというような議論を返されてきて、それでだめなのだとということが言われているのですが、それが本当にだめなのかどうかは分からないけれども、ほかの区ではそんなような議論をしてやっているという話も聞きます。

○学務課長 今、小島先生がおっしゃったとおり、要保護の方とかについてはもう実費で本人が受け取っているような状況なので、委任状があれば直接学校の口座に入金してもらうことも可能です。準要保護の場合は就学援助費を学校の口座の振り込みに切りかえて、天引きする方法もありますので、そこは福祉事務所と相談しながら進めることもできるかなとは思っています。それともう1点、未納の状況なのですけれども、もう少し詳しく学校に調査して把握しなければいけません。10月に

再調査を実施しますので、未納状況について詳しく記載してもらおうよう、調査項目を検討していきたいと考えております。

○山内委員 そのためにあわせて調べていただきたいのですが、こういう未納者の分布というのが、学校によって結構偏りがあるものなのかどうかということが一つです。つまりさっき指導室長がおっしゃったようにもし偏りがあるとすれば、そこはかなりの負担になるはずですので、その状況が一つ。それともう一つは、未納者が単年度で済んでいるのか、継続している未納者がどのくらいいるかという問題も、見ておく必要があると思います。例えば生活困窮者で継続をしているような人であればいくら自立を促すと言っても、逆にもうその人たちは2年度目からは直接こちらの方に充てるような形をとるとか、色々な対策はとれると思いますので、継続している人がどのくらいいるかというのも見ておいた方がいいかと思います。

○学務課長 まず一つ目の学校によって偏りがあるかということなのですが、学校名を出すのはなかなか難しいかなとは思いますが、やはり見たところ、例えば外国人が多そうな学校についてはそれなりに未納者が多いかなという感じはいたします。それと、累積している人たちがどのくらいいるかということなのですが、例えば小学校で未納額が一番多い人で言うと13万円ほどの人がいるのですが、その人を例にしますと、例えば平成25年小学校2年生のときに就学援助を受けていて、そのときには支払い、小学校3年生のときまでは給食費の未納はなかったのだけれども、準要保護でなくなった途端に小4、小5でまた未納が続いているとか、色々な経済状況が不安定な方で未納が多くなっているというケースもあるのかなと思います。それに先程申し上げた中学校の場合で、未納額が一番多い人で9万8千円ほどという方がいらっしゃるのですが、そういう方で言うと、中1のときの4月、5月は支払っているのだけれども、それ以降は未納になっていて、その後連絡が全くとれていないとか意思が不明であるとか、そういった方については中学校の場合は保護者面談という形もありますので、そこでまた督促等の対応ができればと学校では考えているとは聞いております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 港区スポーツセンターアリーナの臨時休止について

○教育長 次に、「港区スポーツセンターアリーナの臨時休止について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「港区スポーツセンターアリーナの臨時休止」につきまして、資料ナンバー2を用いてご報告させていただきます。

ご報告内容でございますが、壁面の強度を上げる改修工事1期目を行うため、港区スポーツセンターのアリーナを臨時休止いたします。なお改修工事は今年度と来年度の2期に分けて行い、今年度は低所部分、扉の高さより下方の部分、来年度は高所部分の工事をする予定でございます。参考に資料2枚目にアリーナ壁面の写真を添付させていただいております。今年度はこの写真の赤い線、扉の高さより下の方を工事し、来年度は赤い線より上の方の工事をする予定でございます。

資料をもう一度1枚目にお戻りいただけますでしょうか。「臨時休止日」につきましては、本年1月29日(金曜日)から平成30年1月5日(金曜日)までを予定しております。

休止の「理由」でございますが、壁面の強度を上げる工事を行うためでございます。

「告示日」については8月29日(火曜日)を予定しております。

最後に4番「利用者への周知方法」でございますが、「広報みなど」や区のホームページ等で周知するとともに、各窓口でのチラシ配布等を予定しております。

簡単ではございますが以上、「港区スポーツセンターアリーナの臨時休止について」のご報告になります。よろしくお願いたします。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問お願いたします。

○**山内委員** まず一つはこの強度を上げなければいけないということは、きっとボールがぶつかったりして色々な破損が生じているということだと思うのですが、具体的にはどういう状況があって、そしてどれくらいの強度のものにかえる予定であるのかということをお聞かせください。

○**生涯学習推進課長** 現在の具体的な状況なのですが、写真を見ていただくと、ところどころにガムテープを貼らせていただいて少し色が違っている薄い部分なのですが、バレーボールとかバスケットボールとかでボールが強く当たってしまったところに、少し穴があいてしまっている状況があります。今のこの壁については写真では見づらいですが、小さい穴があいている有孔の壁を使っているのですが、これはサブアリーナは音の吸音性を重視した設計になっておりましたので、今度は強度を高めて穴のない無孔の壁を使用して、アリーナと同じような形の壁を張り付けていくということを予定しております。

○**山内委員** なぜそれを伺ったかと言うと、このスポーツセンターはまだ新しいわけで、当然体育館でボールが当たるというのは想定される範囲のことであって、本来であれば設計者の設計の問題ではないかと思うのですが、その点はいかがなんでしょうか。

○**生涯学習推進課長** 当初は設計の段階で、やはり音響のところを重視したということで確認しており、こういった現状になっていることから、今後は強度を高めて機能性もさらに同じレベルで保たれるという壁に替えるということで計画しております。

○**教育長** 大丈夫ですか。

○**山内委員** 本来は設計のある意味で瑕疵に近いような問題が実はあるのかなと思ったのですが、どうでしょうか。

○**教育長** こういう瑕疵責任は1年でしたでしょうか。

○**学校施設整備担当課長** 瑕疵責任は2年です。

設計瑕疵を問うのは非常に難しいという現状はあります。あくまでもこちらに関しては設計どおり施工しているということなので、施工者に瑕疵は求められない。では設計に瑕疵を求められるかという、ある意味施主の意向に沿ったもので、施主も了承しているところをどこまで争うかというところなので、設計瑕疵が認められたケースは個人的には聞いたことがないです。

○**教育長** 要はもう了解したということですね。

確かに前のスポーツセンターは、音が反響して放送ができないぐらいの施設だったけれども、今

の施設はすごく音がいいですね。だからそれを重視し過ぎたのかなというようには思うのですが、微妙なところで二律背反ではないですか。どちらに重きを置くかによって、強度が高まったり一方に支障が生じたりする。

○小島委員 素人が考えれば、音響効果もよくて打たれ強い、そういうのにすればいいのではないのと思うのだけれども。

○学校施設整備担当課長 私も当時瑕疵担当で施設課にいたときに、一つの原因として裏の胴縁、縦胴縁と横胴縁とあるのですけれども、横胴縁の間隔がちょっと少なかったのではないかと。一応当時は色々な文献を参考に設計して、両方クリアできると。実験の結果、上からバスケットボールを落としても割れないという立証を得た上で施工したのですが、結果こういうことになったということでございます。

○教育長 上から落とした方が強度としては強い。

○学校施設整備担当課長 そこと胴縁の間にスポッとボールが入ると、そのところが。

○教育長 そういうことですか。

○学校施設整備担当課長 下地がびっしりあればそこで跳ね返るのですけれども、ちょうど間隔があいているので、そこが弱いとそこにボールがはまってしまうという状況です。

○小島委員 そういう意味。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 これ、赤線のところの下と上を分けてというのは、分ける意味が何かあるのですか。

○生涯学習推進課長 一度に工事をしてしまうと工期がとても長くなってしまうということから、今回は2回に分けて工事をさせていただくことにいたしました。

○教育長 そうすると次回、平成30年度も同じように2か月くらいの工期になるのですか。

○生涯学習推進課長 来年度は高いところなので、足場を組んだりということも踏まえて、工期は1カ月半ぐらいを想定しています。

○教育長 いずれにしても、オリンピックを控えているので、その前に対応しておかないといけませんから。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、この報告事項については以上とさせていただきます。

- 3 後援名義等の7月使用承認について
- 4 生涯学習推進課の7月事業実績について
- 5 生涯学習推進課の7月の各事業別利用状況について
- 6 生涯学習推進課の9月事業予定について
- 7 図書館・郷土資料館の7月行事実績について
- 8 図書館の7月利用実績について
- 9 図書館・郷土資料館の9月行事予定について
- 10 9月指導室事業予定について

○教育長 次に、「後援名義等の7月使用承認について」「生涯学習推進課の7月事業実績について」「生涯学習推進課の7月の各事業別利用状況について」「生涯学習推進課の9月事業予定について」「図書館・郷土資料館の7月行事实績について」「図書館の7月利用実績について」「図書館・郷土資料館の9月行事予定について」「9月指導室事業予定について」以上8件の定例報告につきまして
は配布資料のとおりです。各案件について、ご質問ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、そのほか何かありますでしょうか。

○庶務課長 特にございません。

「閉会」

○教育長 なければこれをもちまして閉会いたします。

次回は定例会を9月7日、午前10時から開催の予定ですので、よろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

(午前10時54分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 山内 慶太